

同窓會規則

第一章 名稱

第一條 本會は上田蠶絲専門學校同窓會と稱す

第二章 組織

第二條 本會は上田蠶絲専門學校本科卒業生並に選科修業生を以て組織す

第三章 目的

第三條 本會は母校との連絡を計り會員相互の親睦を厚し併て蠶絲業の改良發達を計るを以て目的とす

第四章 事務所

第四條 地本會の事務所は上田蠶絲専門學校内に設置す。

第五章 事業

第五條 本會は第三條の目的を達する爲め左の事業を行ふ

一、總會の開設

二、刊行物の發行

三、其他必要と認めたる事項

第六章 役員

第六條 本會に左の役員を置く

幹事若干名(幹事は會務を處理す)

第七章 幹事の任期は滿一ケ年とし卒業生中校友會役員は同窓會幹事を兼ねるものとす。

第八條 規則改正は總會の決議を要す

